

諮問実施機関：滋賀県知事（総務事務・厚生課）

諮問日：平成27年11月20日（諮問第33号）

答申日：平成28年7月7日（答申第18号）

事件名：「健康相談内容および相談対応記録等」の不開示決定に対する異議申立て

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、「平成26年〇月〇日に、滋賀県〇〇が滋賀県総務部総務事務・厚生課健康管理担当保健師等に対して行った、開示請求者の健康に関する相談内容およびその相談時の保健師の相談対応記録等」につき、存否を明らかにした上で改めて開示・不開示等の決定を行うべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成27年9月15日付けで、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、異議申立人の上司が、総務部総務事務・厚生課 厚生健康管理担当の保健師他に対して行った、異議申立人の健康に関する相談内容およびその相談対応記録等に係る保有個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定等

実施機関は、本件健康相談が、病歴に関する情報等を取り扱っており、相談内容や相談者の氏名だけではなく、相談事実の存否についても不開示として取り扱っていることから、当該保有個人情報の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することとなるとして、条例第18条の規定により、本件保有個人情報の存否を明らかにせず、開示請求を拒否するとして、条例第19条第2項の規定により、保有個人情報不開示決定を行った。

3 異議申立て

平成27年11月10日、異議申立人は、本件決定にかかる処分を不服として実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成27年11月20日付け滋総厚第553号で、条例第43条第1項の規定に基づき、当審議会に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨（異議申立人の主張要旨）

不開示決定を取消し、全部開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書および口頭意見による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件保有個人情報、異議申立人の健康に関する相談内容であることから、異議申立人に対して不開示とする理由はない。

(2) 所属の上司や実施機関の担当者が、異議申立人に対して、異議申立人の健康に関する相談の事実を伝えていることから、相談事実の存否について、不開示とする理由はない。

第4 実施機関の説明要旨

不開示理由説明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った不開示決定（存否応答拒否）は妥当である。

2 不開示理由について

本件保有個人情報は、当該情報の存否を答えるだけで、以下のとおり、条例第15条第7号イおよびオならびに同条第2号の不開示情報を開示することになるため、条例第18条により保有個人情報の存否に関する情報として不開示決定を行ったものである。

(1) 事業の円滑な遂行に支障が生ずるおそれについて

職員相談室における相談内容や相談事実の有無を開示することは、相談室に対する信用を損なうとともに、利用者が安心して健康相談を利用することができなくなるなど、事業の円滑な遂行に支障を生ずるおそれがあるため、条例第15条第7号イに該当する。

また、所属の管理監督者が行う、職員の健康相談については、人事管理の一環であり、当該情報を開示すると、職員本人との認識等が異なる場合に、管理監督者に対して不信感や個人的不満などを生じさせるおそれがあるとともに、当該管理監督者が相談を躊躇するなど、円滑な人事管理や職場のラインケアが機能しなくなるおそれがあるとして、条例第15条第7号オに該当する。

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報

相談内容が異議申立人に関する情報であるとしても、異議申立人の上司らが相談を

行っているのであれば、当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であるとして、条例第15条第2号に該当する。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方について

条例は、個人の権利利益を保護することを目的に、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関においては、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

一方で、条例は開示の例外として実施機関が開示しないことができる個人情報を第15条各号に制限的に列挙し、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要がある場合について規定しており、開示・不開示の判断に当たっては、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較考量する必要がある。

2 本件開示請求について

本件開示請求は、平成26年〇月〇日に、滋賀県〇〇が、総務事務・厚生課健康管理担当の保健師等に対して行った、異議申立人の健康に関する相談内容およびその相談時の保健師の相談対応記録等についての開示が求められたものである。

実施機関は、本件保有個人情報が、条例第18条に該当するものとして、不開示決定（存否応答拒否）を行ったところ、異議申立人は、本件決定の取消しおよび対象保有個人情報の開示を求めているため、不開示決定の妥当性について、以下検討する。

3 不開示決定の妥当性について

(1) 存否応答拒否について

条例第18条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

開示請求があった場合、実施機関は、当該開示請求に対する個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は、開示または不開示の決定をするのが原則であるところ、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、条例第15条各号に掲げる不開示情報を開示することになるような場合においては、保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否できることとしたものである。しかしながら、このような存否応答拒否の制度は、個人の情報の保護のために必要なものであるとはいえ、開示請求者の権利を大幅に制限するものであることから、その適用は、慎重に

行わなければならない。

本件において、実施機関は、本件対象保有個人情報の存否を答えると、異議申立人の上司らが実施機関に対して行った異議申立人の健康に関する相談（以下「本件相談」という。）の事実の有無が明らかとなり、条例第15号各号の不開示情報を開示することとなるため、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否する決定を行ったとしている。

これに対して、異議申立人は、本件相談の内容は異議申立人の情報であることおよび異議申立人は本件相談の事実を知っていることから、存否を明らかにしないという決定は条例の適用を誤っていると主張しているため、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

（2）本件存否情報の不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報については、個人の健康相談に係る情報であることから、当該情報の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなることも考え得るところである。しかしながら、実施機関が当審議会に提出した「管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック（平成24年2月）」および実施機関の本件不開示決定理由の追加説明においては、管理監督者による健康管理室等への相談は原則として本人にその理由を説明し、同意を得た上で行う旨の説明がなされている。したがって、本件において、相談が本人に対して同意なく、上司から健康管理室に対して行われたものであるとするならば、前述の「管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック」に反して行われたこととなる。

本件において、異議申立人は、意見陳述およびその提出した資料によって、実施機関が異議申立人に対して本件相談の事実があったことを伝えている旨、主張している。

これについて、当審議会は、実施機関からの口頭説明を受け、さらに、条例第53条第4項の規定する調査として、実施機関に対し異議申立人が実施機関を訪問した際の記録の提出を求めた。これを受けて実施機関は、平成28年3月3日付け滋総厚第86号において、当該記録を提出したが、当審議会としては、実施機関によって異議申立人に対して本件相談について、伝えていないとの説得力のある説明を、実施機関から受けることができなかった。

そこで、当審議会が実施機関に対して、上記の調査に追加して、実施機関が異議申立人に対して、本件相談の事実があったことを伝えたか否かの説明を求めたところ、実施機関は平成28年5月17日付け滋総厚第294号において、異議申立人が訪問した際の会話については、長時間会話したうちの冒頭の一部分であり、記憶がはっきりしないため、事実であるとも、事実でないとも正確には答えられない旨の回答をし、相談の事実を伝えたということについて、明確に否定する旨の回答を行っていない。

このため、当審議会においては、本件におけるこれらの事情を総合的に判断した結果、異議申立人が本件相談の事実があったことを知っていることと認められる事情があり、このような場合においては、存否応答を拒否する前提を欠いているといえることから、

条例第18条の規定により、不開示決定を適用した、実施機関の判断は、妥当ではない。

第6 まとめ

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第7 審議会の処理経過

当審議会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議した。

年 月 日	審 議 の 内 容
平成27年11月20日	・実施機関から諮問を受けた。
平成27年12月8日 (第100回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成28年12月24日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成28年1月12日	・実施機関の理由説明書に対し、異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成28年1月25日 (第101回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成28年2月18日 (第102回審議会)	・異議申立人から異議申立て理由等について意見聴取を行った。 ・実施機関から保有個人情報不開示決定理由等について口頭説明を受けた。
平成28年4月27日 (第104回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成28年5月31日 (第105回審議会)	・諮問案件の答申案の審議を行った。